

配慮が必要な子どもとその家庭への支援

（第3期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画）

子どもが置かれている環境等にかかわらず、また、病気や障がいの有無にかかわらず健やかな育ちを等しく保障するため、配慮や支援が必要な子どもとその家庭への支援体制の整備及び環境整備を実施していきます。

具体的な取組

- ① 相談体制の充実
- ② 障がいをもつ子どもやその家庭への支援

実施事業

- ① 相談体制の充実
 - ・ こども家庭センターによる相談事業
 - ・ 要保護児童対策地域協議会の強化
 - ・ 養育支援訪問事業
- ② 障がいをもつ子どもやその家庭への支援
 - ・ 誰もが育ち・学び・遊べる保育環境づくり推進事業
 - ・ 公立保育所看護師配置事業
 - ・ ことばの教室(幼児部)運営事業
 - ・ 特別児童扶養手当支給事業
 - ・ 特別障害者手当等給付事業
 - ・ 障害児通所給付事業
 - ・ 重度心身障害者医療費助成事業
 - ・ 小児慢性特定疾病児支援事業
 - ・ 難聴児補聴器購入費等助成事業
 - ・ 育成医療給付事業

事業内容

こども家庭センターによる相談事業

母子保健、児童福祉が連携し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施します。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランの策定を行います。また、子育てに関する悩みや児童虐待等の支援が必要な家庭に対する様々な問題に対応します。

要保護児童対策地域協議会の強化

要保護児童の早期発見や適切な保護のため、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の防止、発達障がい児の療育及び家族への支援等、児童の健全育成のために必要な取組を行い、関係機関相互の連携の強化を図ります。

養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業により把握した「特に支援を必要とする家庭」を対象として、保健師が「専門的相談支援」を実施します。

誰もが育ち・学び・遊べる保育環境づくり推進事業

私立保育所において、誰もが等しく育ち・学び・遊べる環境を整備するため、多様性に配慮した環境整備等に要する経費の一部を支援します。

事業内容

公立保育所看護師配置事業

公立保育所に看護師を配置し、医療的ケア児の受入体制を整備します。

ことばの教室(幼児部) 運営事業

ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、小野田小学校及び厚狭小学校に開設していることばの教室幼児部で言語指導を行います。

特別児童扶養手当支給事業

20歳未満の障がいのあるお子さんがいる家庭の父、母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給します。

特別障害者手当等給付事業

日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい児で、障がいの程度が国の基準を満たす者に対し、手当を支給します。

障害児通所給付事業

障がい児相談支援の内容を基に、「障害児通所支援」（児童発達支援・放課後デイサービス等）の提供を行います。

重度心身障害者医療費助成事業

重度心身障害者に対し医療費（保険適用）自己負担分を助成します。

この公費助成は、山口県と山陽小野田市の共同で行われています。

このうち、山口県では、1月当たり、通院は1診療科について500円、入院は2,000円の自己負担が必要な制度としていますが、山陽小野田市では、これについて市が全額助成し、自己負担は無料としています。

小児慢性特定疾病児支援事業

小児慢性特定疾病児に日常生活用具を給付します。

児童福祉法に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とした事業です。

また、山口県（山口県小児慢性特定疾病児等日常生活用具給付事業）の補助対象事業となっています。

難聴児補聴器購入費等助成事業

補装具費支給制度の補完的措置として、「身体障害者手帳」の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語能力の健全な発達や学力の向上を支援するため、補聴器購入費等に要する経費の一部を助成します。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の補装具費支給制度の補完的措置として、新たに補聴器を購入する費用や修理に係る費用の一部を助成する事業です。

また、山口県（山口県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助事業）の補助対象事業となっています。

育成医療給付事業

18歳未満の身体に障がいがある児童又は医療を行わないと将来、障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる児童に対し、医療費を給付します。